

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る
事前協議に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（令和3年条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(大規模マンションの建設に関する届出)

第2条 条例第5条第1項の規定による届出は、堺市大規模マンションの建設に関する届出書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該届出に係る大規模マンションの建設予定地の付近見取図（縮尺2，500分の1）又は住宅地図
- (2) 当該届出に係る大規模マンションの建設予定地の登記事項証明書

(協力の要請の通知等)

第3条 条例第7条第2項の規定による要請は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請期間延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

(協力の要請への回答等)

第4条 条例第8条第1項の規定による回答は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第8条第2項の申請は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延長申請書（様式第5号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 条例第8条第2項の規定による通知は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

(公表の方法等)

第6条 条例第11条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、堺市公表理由等通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第11条第2項の意見陳述は、意見を記載した書面を市長に提出することにより行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭

により行うことができる。

4 事業者は、条例第11条第2項の意見陳述を行うときは、市長に対して証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(中止の届出)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、堺市大規模マンション建設中止届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

堺市大規模マンションの建設に関する届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設予定地の所在地	
建設予定地の面積	実測面積 m^2
住戸の予定総数 （床面積が35 m^2 以下の住戸を除く。）	戸
予定工期	年 月～ 年 月
入居可能日（予定）	年 月 日
入居する子育て世帯の数の見込み	世帯
建設予定のマンション内における保育施設の設置予定の有無	有 ・ 無
担当者	電話番号（ ）
備考	

注意

- 1 建設予定地の付近見取図（縮尺2，500分の1）又は住宅地図及び登記事項証明書を添付してください。
- 2 「子育て世帯」とは、小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯をいいます。

様式第2号（第3条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けの届出に係る大規模マンションについて、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり保育施設の整備に関し協力を要請します。

つきましては、協力の要請への対応について、この通知を受けた日から60日以内に回答してください。

建設予定地の所在地		
協力を要請する保育施設の整備の内容	保育施設の種別	
	保育施設の規模	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業所 <input type="checkbox"/> 保育所分園 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園分園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園分園	定員 必要な床面積 人程度 m ² 程度
	備考	
協力を要請する理由		
問合せ先	電話番号（ ）	

様式第3号（第3条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請期間延長通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けの届出に係る大規模マンションにおける保育施設の整備に係る協力の要請の期間について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり延長したので通知します。

建設予定地の所在地	
延長前の要請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の要請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
問合せ先	電話番号（ ）

様式第4号（第4条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答書

年 月 日

堺市長 殿

回答者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で通知のあった保育施設の整備に係る協力の要請への対応について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり回答します。

建設予定地の所在地		
回答	<input type="checkbox"/> 保育施設の整備について協力できる。	
	協力できる内容	
	<input type="checkbox"/> 保育施設の整備について協力できない。	
	協力できない理由	
担当者	電話番号（ ）	

注意 該当する□にレ印を記入してください。

様式第5号（第4条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延長申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で通知のあった保育施設の整備に係る協力の要請に対する回答期間の延長について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

建設予定地の所在地	
条例第8条第1項に規定する回答期間の末日	年 月 日
延長を求める期間	日間
延長を求める理由	
担当者	電話番号（ ）

様式第6号（第4条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延長通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった保育施設の整備に係る協力の要請に対する回答期間の延長について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり回答期間を延長したので、通知します。

建設予定地の所在地	
延長後の回答期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
問合せ先	電話番号（ ）

様式第7号（第5条関係）

勧告書

年 月 日

様

堺市長



堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の内容	
勧告をする理由	
履行期限	年 月 日

注意 この勧告に従わなかったときは、その旨並びにこの勧告の内容及びこの勧告を受けた事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）について、条例第11条第1項の規定により公表することがあります。

堺市公表理由等通知書

年 月 日

様

堺市長



堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第11条第1項の規定による公表を予定しているので、同条第2項の規定により、次のとおりその理由を通知します。

また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見を記載した書面を提出してください。

公表の理由	
意見を記載した書面の提出先	電話番号（ ）
意見を記載した書面の提出期限	年 月 日

注意

- 1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 やむを得ない理由があるときは、意見を記載した書面の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。
- 3 代理人を選任したときは、意見を記載した書面の提出期限（口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時）までに、委任状その他の代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 書面等の提出又は意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。

様式第9号（第7条関係）

堺市大規模マンション建設中止届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

年 月 日付けで堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第5条第1項の規定により届け出た次の場所を建設予定地とする大規模マンションの建設は、都合により中止するため、届け出ます。

建設予定地の所在地	
担当者	電話番号（ ）